

当院は下記の医療機関指定・承認の医療機関です。

保険医療機関	昭和61年11月01日	保険 第6316号
結核予防法	昭和61年11月25日	保健 第56-60号
生活保護法	昭和61年11月01日	保護 第17号

厚生労働大臣の定める施設基準等について、下記の通り申請を行っております。

療養病棟入院基本料1 20対1 (120床) 平成30年9月1日 (療養入院) 第2500号

入院時食事療養・入院時生活療養費 (I) 平成元年7月1日 (食) 第908号

医師の指示する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供し、十分な栄養管理を行っています。

1日平均一般食の栄養量は、熱量1500キロカロリー・タンパク質50gとなっております。

その他の届け出事項

◇基本診療料関係

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 療養病棟療養環境加算 I | 平成29年11月1日 (療養1) 第468号 |
| (2) 認知症ケア加算 | 令和3年2月1日 (認ケア) 第701号 |

◇特掲診療料

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) CT撮影及びMRI撮影 | 平成30年9月1日 (C・M) 第2621号 |
| (2) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) | 令和3年1月1日 (脳I) 第499号 |
| (3) 運動器リハビリテーション料 (I) | 令和3年1月1日 (運I) 第888号 |
| (4) 呼吸器リハビリテーション料 (I) | 令和3年1月1日 (呼I) 第596号 |
| (5) 外来・在宅ベースアップ評価料 | 令和6年6月1日 (外在ベ1) 第489号 |
| (6) 入院ベースアップ評価料 | 令和6年6月1日 (入ベ22) 第10号 |
| (7) 酸素購入単価 | 令和4年4月1日 (酸単) 第39040号 |
| (8) 初診料 (歯科) の注1に掲げる基準 | 令和2年4月1日 (歯初診) 第2855号 |
| (9) CAD/CAM冠 | 令和2年年10月1日 (歯CAD) 第4526号 |
| (10) クラウン・ブリッジ維持管理料 | 平成8年4月1日 (補管) 第2038号 |
| (11) 歯科口腔リハビリテーション2 | 平成26年4月1日 (歯リハ2) 第116号 |
| (12) 歯科外来診療医療安全対策加算1 | 令和6年6月1日 (外安全1) 第2169号 |
| (13) 歯科外来診療感染対策加算1 | 令和6年6月1日 (外安全1) 第2169号 |
| (14) 歯科治療時医療管理料 | 平成28年4月1日 (医管) 第307号 |
| (15) 口腔細菌定量検査 | 令和6年8月1日 (口菌検) 第28号 |
| (16) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 | 令和6年6月1日 (外在ベ1) 第394号 |

東小樽病院（療養病棟入院基本料） 入院に係る食費・居住費等の負担額について

区 分	負担額
① 一般の方・現行並みの所得者	食 費：1食につき510円 居住費：1日に付き370円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方（③・④以外の方）	食 費：1食につき240円 居住費：1日に付き370円
③ ②のうち、申請月以前の12カ月以内の入院日数が90日を超える（④以外）	食 費：1食につき190円 居住費：1日に付き370円
④ ②のうち、所得が一定の基準に満たない方（⑤以外）	食 費：1食につき140円 居住費：1日に付き370円
⑤ ②のうち、老齢福祉年金を受領している方	食 費：1食につき110円 居住費：かかりません

※特定疾患医療受給者証、重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方、境界層の方は上記と異なります。

上記②から⑤までに該当の方は、加入している医療保険の保険者の発行する減額認定証を、被保険者証に添えて窓口提出することにより、減額が受けられます。

【食事の内容について】

- ・ 当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
- ・ 1日平均一般食の栄養量（令和元年10月1日現在）として、熱量1,500kcal、タンパク質50gとなっております。
- ・ 当院では特別メニューによる食事提供は行っておりません。

2-1病棟

1. 当病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と11人以上の看護補助者が勤務しています。
 - 朝9時から夕方17時まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
 - 夕方17時から深夜1時、深夜1時から翌朝9時まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は59人以内です。
2. 当病院は、入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時適温で提供しています。
3. 当病院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている為、患者様の負担による付添看護は認められていません。

2-2病棟

1. 当病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と11人以上の看護補助者が勤務しています。
 - 朝9時から夕方17時まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
 - 夕方17時から深夜1時、深夜1時から翌朝9時まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は58人以内です。
2. 当病院は、入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時適温で提供しています。
3. 当病院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている為、患者様の負担による付添看護は認められていません。